

小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例の一部改正）

第1条 小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

小平市立保育園等利用者負担額表

（単位：円）

階層区分		利用者負担額			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である世帯	0	0	0	0
2	当該年度の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0
3	当該年度の市町村民税が均等割の額のみ在世帯	6,200 (3,100) ((0))	6,000 (3,000) ((0))	0	0
	当 35,000円未満	7,700	7,500	0	0

4	該年度の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯		(3,900) ((0))	(3,700) ((0))		
5		35,000円以上 48,600円未満	8,400 (4,200) ((0))	8,200 (4,100) ((0))	0	0
6		48,600円以上 60,000円未満	9,900 (5,000) ((0))	9,700 (4,800) ((0))	0	0
7		60,000円以上 70,000円未満	11,800 (5,900) ((0))	11,500 (5,700) ((0))	0	0
8		70,000円以上 89,000円未満	15,400 (7,700) ((0))	15,100 (7,500) ((0))	0	0
9		89,000円以上 97,000円未満	16,600 (8,300) ((0))	16,300 (8,100) ((0))	0	0
10		97,000円以上 107,000円未満	17,200 (8,600) ((0))	16,900 (8,400) ((0))	0	0
11		107,000円以上 119,000円未満	18,800 (9,400) ((0))	18,400 (9,200) ((0))	0	0
12		119,000円以上 131,000円未満	20,000 (10,000) ((0))	19,600 (9,800) ((0))	0	0
13		131,000円以上 143,000円未満	21,400 (10,700) ((0))	21,000 (10,500) ((0))	0	0
14		143,000円以上 157,000円未満	23,000 (11,500) ((0))	22,600 (11,300) ((0))	0	0
15		157,000円以上 163,000円未満	25,000 (12,500) ((0))	24,500 (12,200) ((0))	0	0
16		163,000円以上 169,000円未満	28,400 (14,200) ((0))	27,900 (13,900) ((0))	0	0
17		169,000円以上 180,000円未満	30,000 (15,000) ((0))	29,400 (14,700) ((0))	0	0
18		180,000円以上 196,000円未満	33,000 (16,500) ((0))	32,400 (16,200) ((0))	0	0
19		196,000円以上 215,000円未満	35,600 (17,800) ((0))	34,900 (17,400) ((0))	0	0
20		215,000円以上 250,000円未満	39,000 (19,500) ((0))	38,300 (19,100) ((0))	0	0
21		250,000円以上 301,000円未満	45,000 (22,500) ((0))	44,200 (22,100) ((0))	0	0

2 2	301,000 円以上 397,000 円未満	49,000 (24,500) ((0))	48,100 (24,000) ((0))	0	0
2 3	397,000 円以上	52,000 (26,000) ((0))	51,100 (25,500) ((0))	0	0

備考

- 1 この表は、月の初日に在籍する教育・保育給付認定子ども（第3条第2項に規定する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。以下同じ。）に適用する。
- 2 この表における「3歳未満児」とは、保育が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
- 3 この表における「3歳以上児」とは、保育が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。
- 4 この表における「保育標準時間」とは、法第20条第3項の規定により認定が行われた保育必要量（備考5において同じ。）が、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）のものをいう。
- 5 この表における「保育短時間」とは、保育必要量が、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）のものをいう。
- 6 同一世帯にこの表の規定の適用となる満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）を含む教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）がいる場合において、次の表の左欄に掲げる満3歳未満保育認定子どもについては、同表の右欄に掲げる額を当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額とする。

ア 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうち最年長の特定被監護者等である満3歳未満保育認定子ども	小平市立保育園等利用者負担額表に定める額
イ 特定被監護者等が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定	小平市立保育園等利用者負担額表の（ ）内の額

子ども（政令第14条第1号イ及びロに規定する満3歳未満保育認定子どもに限る。）	
ウ ア及びイ以外の満3歳未満保育認定子ども	小平市立保育園等利用者負担額表の（ ）内の額

7 当該年度の市町村民税の所得割の額が77,101円未満の世帯で、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（政令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合においては、備考6の表の左欄のアに掲げる満3歳未満保育認定子どもについては小平市立保育園等利用者負担額表の（ ）内の額を、備考6の表の左欄のイに掲げる満3歳未満保育認定子どもについては小平市立保育園等利用者負担額表の（ ）内の額を当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額とする。

8 この表における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

9 4月1日から8月31日までの間に行われる保育に係る利用者負担額を決定する場合において「当該年度の市町村民税」とあるのは、「前年度の市町村民税」と読み替える。

10 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で

定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者の申請により、これらの者の前年の合計所得金額（同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が125万円以下である者に限り、同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者とする。

1.1 備考10に規定する場合においては、当該教育・保育給付認定保護者の申請により、当該教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の前年の合計所得金額が125万円を超える者に限り、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（これらの者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除して所得割の額を算定するものとする。

1.2 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者（地方税法第737条の2第1項の規定により指定都市の区域内に住所を有した者とみなされる者を含む。）であるときは、これらの者を小平市の区域内に住所を有する者とみなして所得割の額を算定するも

のとする。

第2条 小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

小平市立保育園等利用者負担額表

（単位：円）

階層区分		利用者負担額			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である世帯	0	0	0	0
2	当該年度の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0
3	当該年度の市町村民税が均等割の額のみ在世帯	2,500 (1,200) ((0))	2,400 (1,200) ((0))	0	0
4	当該年度の市町村民税の35,000円未満	4,500 (2,200) ((0))	4,400 (2,200) ((0))	0	0
5	35,000円以上48,600円未満	6,300 (3,100) ((0))	6,100 (3,000) ((0))	0	0
6	48,600円以上57,700円未満	8,100 (4,000) ((0))	7,900 (3,900) ((0))	0	0
7	57,700円以上65,000円未満	9,800 (4,900)	9,600 (4,800)	0	0

	所得割の額が右の区分に該当する世帯		(0)	(0)			
8		65,000円以上 77,101円未満	11,500 (5,700) (0)	11,300 (5,600) (0)	0	0	
9		77,101円以上 89,000円未満	13,200 (6,600) (0)	12,900 (6,400) (0)	0	0	
10		89,000円以上 97,000円未満	14,800 (7,400) (0)	14,500 (7,200) (0)	0	0	
11		97,000円以上 107,000円未満	16,400 (8,200) (0)	16,100 (8,000) (0)	0	0	
12		107,000円以上 119,000円未満	18,100 (9,000) (0)	17,700 (8,800) (0)	0	0	
13		119,000円以上 131,000円未満	19,700 (9,800) (0)	19,300 (9,600) (0)	0	0	
14		131,000円以上 143,000円未満	21,300 (10,600) (0)	20,900 (10,400) (0)	0	0	
15		143,000円以上 157,000円未満	22,900 (11,400) (0)	22,500 (11,200) (0)	0	0	
16		157,000円以上 163,000円未満	24,900 (12,400) (0)	24,400 (12,200) (0)	0	0	
17		163,000円以上 169,000円未満	27,500 (13,700) (0)	27,000 (13,500) (0)	0	0	
18		169,000円以上 180,000円未満	30,000 (15,000) (0)	29,400 (14,700) (0)	0	0	
19		180,000円以上 196,000円未満	33,900 (16,900) (0)	33,300 (16,600) (0)	0	0	
20		196,000円以上 215,000円未満	37,500 (18,700) (0)	36,800 (18,400) (0)	0	0	
21		215,000円以上 250,000円未満	41,300 (20,600) (0)	40,500 (20,200) (0)	0	0	
22		250,000円以上 270,000円未満	46,000 (23,000) (0)	45,200 (22,600) (0)	0	0	
23		270,000円以上 301,000円未満	48,000 (24,000) (0)	47,100 (23,500) (0)	0	0	
24		301,000円以上 330,000円未満	52,000 (26,000) (0)	51,100 (25,500) (0)	0	0	
			330,000円以上	54,000	53,000	0	0

25	397,000円未満	(27,000) (0)	(26,500) (0)		
26	397,000円以上 517,000円未満	57,000 (28,500) (0)	56,000 (28,000) (0)	0	0
27	517,000円以上	58,900 (29,400) (0)	57,800 (28,900) (0)	0	0

(小平市特定保育所の保育料に関する条例の一部改正)

第3条 小平市特定保育所の保育料に関する条例(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、7及び9を」を「及び7を」に、「支給認定子ども(」を「教育・保育給付認定子ども(」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「3中「支給認定子ども」を「3中「教育・保育給付認定子ども」に、「、7及び9中「支給認定子ども」とあるのは「保育認定子ども」と、「」を「及び7中」に、「同表備考11」を「同表備考9」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

(小平市保育措置費徴収条例の一部改正)

第4条 小平市保育措置費徴収条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、7及び9を」を「及び7を」に、「支給認定子ども(」を「教育・保育給付認定子ども(」に、「支給認定保護者に」を「教育・保育給付認定保護者に」に、「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「3中「支給認定子ども」を「3中「教育・保育給付認定子ども」に、「、7及び9中「支給認定保護者」を「中「満3歳未満保育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。))第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)」とあるのは「満3歳未満の児童(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ。)」と、「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」とあるのは「児童」を「政令」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。備考7において「政令」という。)」と、「満3歳未満保育認定子どもに」とるのは「満3歳未満の児童に」に改め、

「と」と、「」の次に「である満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「である満3歳未満の児童」と、「」を加え、「同表備考11」を「「係る満3歳未満保育認定子ども（政令第14条第1号イ及びロに規定する満3歳未満保育認定子どもに限る。））」とあるのは「係る満3歳未満の児童（特別被監護者等のうち小学校就学前の児童以外の者が1人のみである場合における児童のうち最年長である満3歳未満の児童及び全ての特定被監護者等が小学校就学前の児童の場合における2番目の年長者である満3歳未満の児童に限る。））」と、「の満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「の満3歳未満の児童」と、同表備考7中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「保護者」と、「満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「満3歳未満の児童」と、「小平市立保育園等利用者負担額表」とあるのは「小平市保育措置費用徴収金額表」と、「利用者負担額」とあるのは「徴収金額」と、同表備考9に、「読み替える」を「、同表備考10、11及び12中「教育・保育認定保護者」とあるのは「保護者」と読み替える」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例の別表の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例の別表の規定は、令和2年4月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年3月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

